

○もんま委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席となっております。

それでは会議を進めさせていただきます。

初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。

まず、陳情第18号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、判断できる状況にあるかについて伺っていきたくと思います。会派順にお聞きをいたします。

まず、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 判断できます。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○もんま委員長 日本共産党。

○石川委員 もう少しお時間をいただきたいと思います。

○もんま委員長 今回、判断できないという会派がございますので、陳情第18号に関しては保留とさせていただきますと思います。

次に、陳情第19号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、判断できる状況にあるか、伺っていきたくと思います。

それでは、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 判断できます。

○もんま委員長 民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 判断できます。

○もんま委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○もんま委員長 日本共産党。

○石川委員 判断できます。

○もんま委員長 全会派が判断できるという状況でございましたので、陳情第19号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 自民会議は願意に沿いがたいと判断いたしました。

理由を申し述べます。国民の祝日は、法律によって定められており、今日では計16日の祝日が定められています。同法律に関しては、国民の総意で決定すべき性格のものであると考えます。本市においては夏休みの開始日から、7月20日に海の日を固定化すべきであるという理由には当てはまらないものの、引き続き国民の間で議論が行われるよう願うものであります。

以上です。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 民主・市民連合を代表してお伝えします。

海の日制定までの成り立ちや日付の固定化による実利を鑑みた結果、願意妥当という判断に至りましたことをお伝えします。

○もんま委員長 続きまして、公明党。

○高花委員 陳情第19号の公明党の判断は、願意に沿いがたいと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。陳情にありますように、海の日は1996年、国民の祝日として、7月20日に固定されて施行されました。その後2003年に、ハッピーマンデー制度により、7月の第3月曜日に実施されるようになっております。毎年、日にちが変動するのも事実です。いずれにいたしましても、国会の採決を経て決定しているところであり、夏の祝日として既に国民の生活に浸透しております。また、ハッピーマンデー制度は、土日月を3連休にすることにより、国民に余暇を過ごしていただく、また、経済の活性化を促進するという目的を持って制度化されたという経緯があります。現在までにハッピーマンデー制度が広く国民に認知されていることから、7月20日に改めて固定化する必要はないと考えます。

以上のことから、陳情第19号については、願意に沿いがたく、不採択と判断いたしました。

○もんま委員長 次に、日本共産党。

○石川委員 陳情第19号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書の提出を求めることについて日本共産党は、願意に沿いがたいと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。陳情に記されているように、海の日は明治9年、1876年に、明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念した「海の記念日」を基に制定されました。しかし戦前、「海の記念日」を設けたのは、真珠湾攻撃で、対米英戦争を開始した昭和16年、1941年で、徹底的なる戦時態勢を必要とし、何よりも、国力を充実すべき、「海の記念日」は、かように堅実なる国力の充実を図るための契機足らんとするためでした。戦争の遂行上、海上運輸で、船員や船舶の徴用と調達のために、海運関係者だけでなく、国民こぞって支援の雰囲気をつくる狙いでした。明治天皇の巡幸の目的は、明治新政府の地租金納制や徴兵制に対する不満が強かった東北の民衆の感情を抑えるためだったと言われております。こうした日を戦後に引き継いで、国民の祝日とすることはふさわしくありません。なお、海の環境や資源について考えたり、海に親しむ契機にするために、国民の祝日として、海の日を設けること自体には賛成します。

以上の理由により、陳情第19号は、採択すべきでないと判断します。

○もんま委員長 判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決とさせていただきます。

お諮りいたします。陳情第19号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の

起立を求めたいと思います。

(起立する者あり)

○もんま委員長 起立少数であります。よって、陳情第19号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に御一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○もんま委員長 それでは、そのように扱わせていただきたいと思います。

次に、陳情第20号についてです。沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めることについて、委員の皆様から特に御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、判断できる状況にあるかを、各会派に伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、自民党・市民会議。

○蝦名やすのぶ委員 判断できます。

○もんま委員長 次に、民主・市民連合。

○のむらパターソン委員 会派内で議論を重ねましたが、こちらの判断にはもう少し時間がかかるという結論になりました。

○もんま委員長 保留ということですね。はい、分かりました。

次に、公明党。

○高花委員 判断できます。

○もんま委員長 日本共産党。

○石川委員 判断できます。

○もんま委員長 判断できるという会派もございましたが、今、民主連合から、保留にさせていただきたいというお申出がございましたので、今回は、陳情第20号は保留とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に進めさせていただきたいと思います。

2の令和4年第4回定例会提出議案についてを議題とさせていただきます。議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第13号ないし議案第22号、議案第24号、議案第26号ないし議案第30号、議案第35号ないし議案第42号、議案第44号ないし議案第51号、報告第1号及び報告第4号の以上37件につきまして理事者から説明を願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号及び議案第2号の令和4年度旭川市一般会計補正予算及び議案第5号、令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

まず、旭川市一般会計補正予算、第9号と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、子育て世帯緊急追加給付金支給費など3事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20億3千694万2千円を追加しようとするものがございます。本委員会の所管に関わりましては、補正予算書の3ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、9款消防費の消防活動費で1千13万4千円を追加しよう

とするものでございます。歳入につきましては、2ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金で2億3千707万8千円、21款繰入金で4億3千901万4千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算、第10号と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、管理費など236事業で、2ページ、3ページにありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ34億3千307万円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管に係りましては、ページ飛びまして、20ページから34ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしております事業のうち、20ページの2款総務費では、1項1目の管理事務費のうち、総務部所管分で4万1千円、2目の人事管理費で4万3千円、給与管理費で4万3千円、職員福利厚生費で4万1千円、3目の管理事務費で7万4千円、5目の交通安全対策費で21万7千円、21ページの7目の管理事務費で8万5千円、8目の庁舎管理費で4千44万5千円、車両管理費で295万3千円、第二庁舎大規模改修費で25万1千円、公共駐車場事業特別会計繰出金で1千187万9千円、9目の公共交通事業者等緊急支援金で5千471万6千円、市制施行100年記念事業費で5万6千円、地域振興行政費で4万1千円、東京事務所運営費で1万8千円、情報共有化促進費で50万1千円、企業版ふるさと納税基金積立金で200万1千円、22ページの4項3目の参議院議員通常選挙執行費で66万8千円、知事・道議会議員選挙執行費で93万7千円、5項2目の統計調査費で1万1千円、4款衛生費では、ページ飛んで28ページの4項1目の下水道事業会計負担金で70万3千円、5項1目の病院事業会計負担金で3千547万5千円、病院事業会計補助金で139万2千円、8款土木費では、31ページの5項1目の都市計画調査費で1万5千円、9款消防費では、1項1目の総合防災センター管理費で1千112万6千円、管理事務費で565万2千円、消防活動費で734万6千円、消防庁舎整備費で690万7千円、34ページの13款職員費では、1項1目の給料及び諸手当で1億607万3千円、給与及び費用弁償で1千199万9千円、2目の共済組合等事業主負担金で1千758万9千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

歳入につきましては、ページ戻っていただき、15ページから19ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、15ページの17款国庫支出金では、2項1目1節の社会保障・税番号制度個人番号カード関連事務補助金のうち、個人番号カード利用環境整備補助金で50万1千円、17ページの3項1目総務費委託金で66万8千円、18款道支出金では、18ページの3項委託金で94万8千円、19ページの20款寄附金では、1項2目の総務費寄附金で200万円、21款繰入金では、1項の基金繰入金で6億5千381万4千円、22款繰越金で12億8千320万5千円、24款市債で4億3千600万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。また、ページ戻っていただき、4ページの下段の第3表、債務負担行為補正では、第二庁舎改修設計委託料、知事・道議選期日前投票所会場賃借料、市議選期日前投票所会場賃借料につきまして、債務負担行為を追加し、5ページ上段の知事・道議選期日前投票所交通誘導警備業務委託料、知事・道議選期日前投票所電話及びインターネット回線工事委託料、知事・道議選ポスター掲示場及び投票所スロープ賃借料、知事・道議選投票所玄関マット等賃借料、市議選期日前投票所電話及びインターネット回線工事委託料、市議選ポスター掲示場及び投票所スロープ賃借料、市議選投票所玄関マット等賃借料の限度額を変更しようとするものでございます。5ページ下段の第4表の地

方債補正では、公営住宅建設事業の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、9ページの議案第5号、令和4年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千187万9千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、52ページの下段の事項別明細書の歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、公共駐車場運営費で1千187万9千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく52ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加しようとするものでございます。

続きまして、議案に移ります。議案第13号、旭川市企業版ふるさと納税基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。本条例は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、基金を設置しようとするもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第44号から第51号の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更につきまして御説明申し上げます。旭川大雪圏域連携中枢都市圏における具体的取組につきましては、毎年度、所要の見直しを行うこととされており、連携協約を締結している鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の8町との間において協議を行ってきたところであり、このたび、令和5年度以降に実施する取組について合意に達しましたことから、それぞれ連携協約の一部を変更する協約を締結しようとするものでございます。令和5年度から新たに連携する取組につきましては、4件ございます。1件目は、新規就農者等の育成でございます。本取組は、旭川市農業センターにおいて、本市のほか、圏域各町の新規就農者等を対象とした農業研修を行うものでございます。2件目は、ヒグマ対策の推進でございます。本取組は、圏域においてもヒグマによる被害が生じている中で、圏域全体で協議し、効果的な対策の推進を図るものでございます。3件目は、ゼロカーボンの推進でございます。本取組は、圏域におけるゼロカーボンを推進するため、圏域全体で普及啓発に資する取組を行うものでございます。4件目は、旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進でございます。本取組は、旭川大雪圏東京事務所を拠点とし、圏域の魅力を発信するシティプロモーションを実施するほか、国等の関係機関に対し、必要な情報収集や要望活動を行うものでございます。以上4件の取組については、8町全てとの連携協約にそれぞれ新たに加えるものであり、これにより、連携する取組の総数は42件から46件となります。また、既存の取組の変更についてでございますが、2件ございます。1件目は、現在当麻町及び美瑛町を除く6町と連携をしております大雪山カムイミンタラジオパーク構想の推進について、当麻町から連携の申出があったため、当麻町との連携協約の一部を変更するものでございます。2件目は、鷹栖町、東神楽町及び東川町と連携をしております企業誘致推進事業について、旭川地域企業誘致東京サテライトオフィスが廃止となったことから、文言の修正を行っております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第15号、旭川市職員の分限、懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第16号、旭川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降の定年年齢を65歳とし、また、管理監督職の上限年齢を60歳とし、上限年齢到達後は非管理職に降任させるなどの所要の改正を行うほか、定年前再任用短時間勤務制を措置するとともに、現行の旭川市職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第17号、旭川市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第18号、公益的法人等への旭川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第19号、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第20号、旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第21号、旭川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも定年年齢の引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第22号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給料月額及び勤勉手当を国家公務員に準じた改定をするほか、定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した年度の翌年度以降の給料月額等について定めようとするものでございます。また、本市が独自に実施いたしました昇給抑制で影響を受けている職員のうち、管理職及び医師を除く職員に対しまして、令和5年1月1日において、抑制号級の全てを回復させようとするものでございます。

次に、議案第24号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて改定される一般職の職員の勤勉手当の支給割合に鑑みまして、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

次に、議案第26号、旭川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第27号、旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、定年年齢の引上げに係る地方公務員法の一部改正等に伴い、60歳以後、処分によることなく退職する場合は、定年退職として扱うとともに、退職手当の基本額を減額前の給料月額及び勤続年数を考慮して決定するほか、国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の退職手当支給の要件を緩和するなどの改正を行おうとするものでございます。

最後に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による交通事故に関わるものであり、本年7月19日、市内花咲町1丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し、相手方が負傷して損害を与えたもので、その損害賠償の額を10万9千786円と定め、11月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。市の過失割合は90%でございますが、自賠責保険から全額が補填されることになっております。なお、この事故によります車両の損害賠償につきましては、令和4年10月17日に専決処分を終えており、さきの第3回臨時会におきまして、報告済みでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○片岡総務部デザイン行政改革担当部長 議案第28号、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。本案は、特定個人情報を情報連携により利用するため、個人番号の利用範囲に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松尾消防長 消防本部が提出しております議案第29号、旭川市消防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。本案は、第二庁舎の消防本部3課を総合防災センターに移転することにより、消防本部の位置が現在から変更になりますことから、消防組織法第10条第1項の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○樽井選挙管理委員会事務局長 議案第30号、旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。本案は、公職選挙法施行令の一部改正に準じまして、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改正しようとするものであります。その内容といたしましては、市議会議員及び市長選挙共通ですが、選挙運動用自動車の借入れにつきましては、1日につき1万5千800円を1万6千100円、選挙運動用自動車の燃料費につきましては、1日につき7千560円を7千700円、さらに、選挙運動用ビラの作成につきましては、1枚当たりの作成単価を7円51銭を7円73銭、選挙運動用ポスターの作成につきましては、1枚当たりの作成単価を525円6銭を541円31銭、加算額、企画費となりますが、31万500円を31万6千250円にそれぞれ改正しようとするものでございます。施行日につきましては、公布の日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 公立大学法人旭川市立大学に関連する議案第35号及び第36号について御説明申し上げます。

最初に、議案第35号、公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の認可について御説明申し上げます。この議案は、地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、公立大学法人旭川市立大学は、その業務に関して徴収する入学検定料、入学金、授業料等の料金の上限の認可について、議会の議決を求めるものとするものでございます。

次に、議案第36号、公立大学法人旭川市立大学中期目標について御説明申し上げます。この議案は地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定に基づき、教育や研究、地域貢献に関する事項など、公立大学法人旭川市立大学が6年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標である中期目標について、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊総務部総務監 議案第37号から議案第42号までの変更契約の締結について御説明を申し上げます。

議案第37号は、令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替(A)新築工事につきまして、インフレスライド並びにレイアウト及び仕様の変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額57億4千412万9千948円を60億1千204万853円に改めようとするものでございます。

議案第38号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替（B）新築工事につきましても、インフレスライド並びにレイアウト及び仕様の変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額32億2千10万3千450円を33億9千807万8千376円に改めようとするものでございます。

続いて、議案第39号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替新築電気設備その1工事につきましても、インフレスライド及びレイアウトの変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額8億2千40万6千490円を8億4千583万3千847円に改めようとするものでございます。

議案第40号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替新築電気設備その2工事につきましても、インフレスライド及びレイアウトの変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額8億5千423万2千369円を9億1千211万2千799円に改めようとするものでございます。

議案第41号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替新築空調設備工事につきましても、インフレスライド及びレイアウトの変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額13億6千550万7千290円を13億9千340万5千176円に改めようとするものでございます。

議案第42号は、同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替新築機械設備工事につきましても、インフレスライド及びレイアウトの変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額5億8千16万3千285円を6億367万5千649円に改めようとするものでございます。

続いて、報告第4号、専決処分の報告について御説明を申し上げます。これも同じく令和2年3月26日に議決いただきました総合庁舎建替新築衛生設備工事につきましても、令和2年6月1日に、新労務単価を適用して、契約金額を3億9千164万1千399円に変更しておりましたが、今年度においてもインフレスライド及びレイアウトの変更に伴う設計変更に対処するため、契約金額を3億9千741万4千662円に変更するもので、令和4年11月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告を申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言等はございませんか。

（「なし」の声あり）

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思っております。

議案の説明に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

では、次に進めさせていただきたいと思っております。

次に、3の報告事項についてを議題といたします。まず、旭川市中心市街地活性化基本計画の見直しについて、理事者から報告を願いたいと思っております。

○三宅地域振興部長 旭川市中心市街地活性化基本計画の見直しについて御報告いたします。現在の旭川市中心市街地活性化基本計画の期間は、平成29年度から令和9年度までの10年間でござ

いますが、今年度、令和4年度が中間年度となることから、これまで見直しに向けた取組を進めてきたところでございます。計画の見直しに当たりましては、総合指標及び個別指標に関するフォローアップを行うとともに、市民2千人を対象としたアンケート調査や、SNSを利用したアンケート調査などを市ホームページ等で実施しております。

まず、フォローアップの結果についてでございます。御手元の資料、旭川市中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告のとおりでございますが、4ページを御覧ください。こちらでお示しさせていただいておりますとおり、最新値が確定された全ての指標におきまして、令和4年度時点の目標値に至っておらず、「まちなかに来る」「まちなかの滞在時間を延ばす」「まちなかに住む」の3つの計画目標のいずれも、令和4年度時点の目標を達成していないという結果となりました。

次に、アンケート調査の結果は、御手元の資料、旭川市中心市街地活性化基本計画の見直しに向けた市民アンケート集計結果のとおりでございます。市民2千人を対象としたアンケート調査については739件、SNS等でのアンケート調査は1千533件、合わせて2千272件の回答を得ることにより、まちなかでの滞在時間やまちなかに対する市民の意識や意見を把握してまいりました。また、中心市街地に近い小中学校や高校に通う生徒さんを対象に、買物公園の認知度等に関するアンケートも行い、1千21件の回答を得たほか、中心市街地で活動されている商店街組合や商店会をはじめとした18団体に対して、ヒアリング及び意見交換を実施し、各団体の中心市街地に対する意識や意見を把握してまいりました。これらの取組で得られた結果や意見等を踏まえ、このたび、旭川市中心市街地活性化基本計画【改定版】（素案）を作成したところであり、本日、資料として配付させていただいた次第でございます。

この主な改定の内容につきましては、同じく配付させていただいております概要版で簡単に御説明申し上げます。2ページ目、見直しの内容を御覧ください。このたびの計画の見直しでは、第1章におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等について追記し、第2章では、数値等の時点更新のほか、フォローアップやアンケート、各団体との意見交換の結果、また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中心市街地の現状や、コロナ後の社会生活を見据えた取組等の課題を整理しております。また、第3章では、アンケート調査結果等を示すとともに、まちなかにおける多様な目的づくり、様々な活動や交流の場としての環境整備や機能向上等の取組を示し、第5章では、見直しに係る経過を追記しております。資料編では、個別指標のうち、観光客宿泊延べ数の令和9年度目標値について、旭川市総合計画の目標値に合わせて上方修正し、今回の素案に反映しております。加えて、本計画では、2期までの基本計画で整備された資源や基盤を有効活用するものとしておりますが、第3章第2項以降では、今後において、基盤等の有効活用を進めるとともに、必要に応じて、基盤の更新や見直し、整備の検討という視点を加え、素案に反映しております。以上が、内容修正の概要でございます。

今後のスケジュールにつきましては、この素案につきまして、令和4年12月19日から令和5年1月24日までの意見提出手続を実施し、提出いただいた意見等を踏まえ、旭川市中心市街地活性化協議会での意見聴取を経て、令和5年3月末に改定版として決定する予定としております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言等ございませんか。

○石川委員 ただいま中心市街地活性化基本計画の見直しについて報告がありましたので、少しだけ質問させていただきたいと思います。中間見直しに向けまして、今年度に入ってから、様々な取組を行ってきたことと思います。その中で、今、報告にもありました。改めてお尋ねしますが、市民等へのアンケートについては、こういった市民を対象に行ってきたのでしょうか。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 アンケート調査の対象者につきましては、18歳以上の旭川市民2千人を無作為抽出し、調査票を郵送しております。また、これに合わせて、無作為抽出されなかった市民や市外の方も回答が可能となるよう、調査票をSNS等で配信し、43か所の市有施設にもQRコードを掲示して、ウェブ回答を受け付けたほか、旭川駅前広場駐輪場の利用が多い高校6校に対して、調査票を直接配付、回収するなどして、アンケート調査を実施したところでございます。このほか、市内の複数の小中学校、高校を対象に、買物公園の認知度に関するアンケートを配付し、直接回収した調査も行っております。

○石川委員 無作為抽出の回答は739件で、SNS等での配信による回答というのが、その倍以上の1千533件ということなので、そういう時代になってきたのかなということを感じているところです。そこで、小学生も対象にしてアンケートを行ったということなんですけれども、その小学生で、買物公園を知らない、あるいは、行ったことがないと回答したのはどの程度あったのでしょうか。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 小学生を対象としたアンケート調査につきましては、中心市街地に近い小学校7校の5年生、223人を対象に実施したところでありまして、買物公園を知っていますかとの設問に対し、知らないとの回答は19.1%、また、買物公園に行ったことがありますかとの設問に対し、行ったことがないと回答は14.6%となっております。

○石川委員 中心市街地に近い小学生を対象にアンケートを行ったということなんですけれども、買物公園を知らない、あるいは、行ったことがないという小学生がいるということに驚きました。私が子どもの頃は、当時の五十嵐市長が、全国に先駆けてこの平和通を歩行者専用道路にするということで、何かこう、誇らしいような、わくわくするような思いで受け止めたということ思い出しました。今の子どもはこの平和通という名称すら知らないのかもしれませんが、買物公園を知らないが19.1%、行ったことがないが14.6%もいるという、この回答はどのように受け止めますか。

○八木地域振興部次長 調査結果の受け止めでございますけれども、買物公園を知らない、または、行ったことがないと回答した児童でありましても、イオンモール旭川駅前店をはじめ、まちなかの商業施設の一つ一つには、少なからず行った経験や、個々の施設は知っているのではないかと考えておりまして、旭川駅前から商業施設が建ち並ぶ買物公園という道路、また、こういうエリアとして認知していない状況もあるものと考えております。中心市街地の活性化に当たりましては、このまちの未来を担う子どもたちにとって、買物公園に来て、親しみや楽しさを感じてもらいたいと思っております。今後、買物公園の認知度や来訪機会を高くしてまいりたいと考えております。

○石川委員 買物公園に行ったことがないと答えた子どもの中には、食ベマルシェですとかね、あと冬まつりの氷像のコンテストとか、そういうものには行っているけれども、今答弁にもありましたように、その場所が買物公園だということを知らないというお子さんもいらっしゃるのかというふうに思います。私、第3回定例会の決算委員会でも聞いたんですけれども、現在の基本計画の3

つの目標ですよね、まちなかに来る、まちなかの滞在時間を延ばす、まちなかに住むについてお伺いしていきたいと思うんですけれども、まず、まちなかに来るについては、令和4年度時点で目標値13万8千人に対し、7万3千人余り、達成率53%というのが第3回定例会の時点での答弁だったんですけれども、現在ではどのようなになっているでしょうか。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 まちなかに来るという目標につきましては、買物公園の1日当たりの通行量を指標の一つとしておりまして、令和4年7月に実施した買物公園の通行量調査では9万7千735人で、令和4年度時点の目標値13万8千人に対しまして、約71%の達成状況となっております。

○石川委員 今、9万7千735人ですか、71%と若干ね、第3回定例会の時点よりは上向いたかなというふうには思うんですけれども、次に、このまちなかの滞在時間を延ばすということについては、第3回定例会の時点では数値を把握していないという答弁だったんですけれども、これについてはどうなったのでしょうか。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 まちなかの滞在時間を延ばすという目標につきましては、地域振興部において実施するアンケート調査により、まちなかでの滞在時間が1時間以上と回答する割合を指標の一つとしており、市民2千人を対象とした本年度のアンケート調査結果では71.3%と、令和4年度の目標値78%に対して約91%の達成状況となっております。

○石川委員 次に、まちなかに住むについてなんですけれども、令和3年度時点では、目標1万1千人に対して1万510人でしたが、これについてはどうなっていますか。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 まちなかに住むという目標につきましては、本計画の対象区域である中心部及び神楽地区の一部並びに北彩都地区の範囲における居住人口を指標の一つとしており、基準とする10月1日時点の居住人口は令和4年度で1万447人、令和4年度時点の目標値1万1千人に対して、約95%の達成状況となっております。

○石川委員 1万447人、95%ということで、令和3年度よりこれも若干下がっていますね。まちなかに来るについては、若干ですけど上昇傾向にありますね、まちなかの滞在時間を延ばすと、まちなかに住むについては、下降傾向が続いているわけですよね。それでも、この計画の終期である令和9年度のこの目標自体は変えないというお考えなのではないでしょうか。

○八木地域振興部次長 本計画の3つの目標、まちなかに来る、まちなかの滞在時間を延ばす、また、まちなかに住むに対する個別指標の目標値につきましては、その取組や効果を定量的、定性的に評価するために設定をしております。令和4年度の現状につきましては、委員から御指摘のあったいずれの指標も中間年度の目標値を達成しておらず、新型コロナウイルス感染症の影響も少なからずあったものと認識しておりますが、本計画は平成29年度からの10年間を期間として取組を進めようとするものでありますことから、本計画の終期であります令和9年度の目標値は変更せず、計画作成時のおりの設定としております。

○石川委員 例えば、まちなかに来るについてなんですけれども、駅前イオンまで車で来て、その建物の外に出ないでそのまま車で帰ってしまったら、まちなかに来るっていうふうにカウントされないという、そういったこともあると思うんですよね。総合指標についてなんですけれども、旭川市は活気とにぎわいのあるまちだと思う市民の割合、この目標値と実績値はそれぞれ幾らなのかお示しいただきたいと思います。

○佐瀬地域振興部地域振興課主幹 旭川市は活気とにぎわいのあるまちだと思ふ市民の割合につきましては、2年に一度実施している旭川市民アンケート調査の結果を指標としており、令和4年度の目標値27%に対して、令和3年度時点では16.6%となっております。

○石川委員 27%に対して16.6%ということなんですけど、この数字っていうのは、実はもうコロナ禍以前から下がっているわけなんですよね。これも令和9年度は32%となっておりますけど、この目標は変えないでこのまま突き進もうという、そういうお考えでしょうか。

○八木地域振興部次長 本計画の総合指標につきましては、第8次旭川市総合計画における成果指標となっております。令和9年度の目標値32%は総合計画においても同じ目標値でありますことから、整合を図り、変更する考えは有していないところでございます。

○石川委員 8次総の目標値が32%となっているので、変えられないということだと思うんですよ。先ほど、食べマルシェや冬まつりの話をしましたけれども、私が子どもの頃は、まちなかに出てくること自体がイベントだったんですよ。当時の丸井さんの屋上に遊具があったんですけど、その遊具で遊んで、デパートをぶらぶらして、あんまりデパートで買物をしたっていう記憶はないんですけども、そのあと帰りに、亀や食堂って御存じの方いるかしらね、皆さん知らないかな。知っていますか。亀やさんで食事をしたっていう、そういうことが子ども心にとっても楽しかったということを感じています。当時の旭川っていうのは確かに活気とか、にぎわいがあったというふうに思うんですよ。目標を達成するというには、この32%をやるんだというには、それなりの見通しを持ってということだと思うんですが、具体的にどういった取組を行おうとしているのでしょうか。

○八木地域振興部次長 まちなかに来る、まちなかの滞在時間を延ばす、また、まちなかに住むの3つの目標を達成するためには、当然これまでの取組の充実に加え、新たな視点での事業推進が必要になるものと考えておまして、一つには、感染状況や感染対策に留意したコロナ禍後の地域社会におけるイベント開催の手法やにぎわいづくりを官民で連携して考え、取り組んでいく必要があるものと考えております。またあわせて、大規模なイベントのみに依存をせず、中心市街地を訪れるための様々な活動、交流の場や取組に加え、日常的に活用される施設など、多様な目的づくりとともに、来訪や移動をしやすいとする環境整備など、まちなかの価値を生み出して高めていく、そういった取組が必要であり、この取組への関心や意識を高めるために、多世代かつ多様な分野の市民が広く議論を行うことのできる意見交換の場や手法、こういったこともしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○石川委員 今、来訪や移動をしやすいとする環境整備という答弁もありましたが、今年の市民と議会の意見交換会、総務班のテーマは地域公共交通でした。その中で、東鷹栖ですとか、江丹別から参加された方は、とにかくこの公共交通の便が悪いということを訴えられていました。第3回定例会でも私は指摘させていただいたんですけども、中心市街地だけが活性化しても、その周辺地域が取り残されるようなことはあってはならないと思うのですが、改めて答弁を求めたいと思います。

○三宅地域振興部長 本市におけます中心市街地は、業務、商業、また文化、医療など多くの機能のほか、鉄道や路線バスの交通結節点となっており、道内外から多くの人や物、また投資なども呼び込み、高い都市機能が集積した北北海道の拠点となっております。第3回定例会の決算審査特別委員会におきましても、委員より中心市街地だけではなく、周辺地域も含めたまち全体の調和の取

れた活性化が必要と御指摘をいただいたところです。これまでも中心市街地におきましては、様々な取組を行ってきておりますが、買物や仕事、また趣味、健康増進など、市民が様々な目的でまちなかを訪れていただき、楽しみ、これらの目的を実現することが、ひいてはまちなかの活性化にとどまらず、生活の拠点となる各地域核、地域郊外においても、人の流れや公共交通の維持、地域での暮らしの安定、発展に寄与するものと考えております。

まち全体の調和の取れた活性化を図っていくというお話がございました。これが必要だという点におきましては、私ども、委員のおっしゃるとおり、共有している思いでもございます。むしろこのためにも、中心市街地の活性化が求められているものと考えておりますことから、市といたしまして、このたびの本計画の見直しを踏まえて、今後ともしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○石川委員 中心市街地の活性化ももちろん大事なんですけれども、例えばこの不均一課税制度のようにね、一部の企業だけ優遇されるというのはどうかと思うんですよね。今、この件については住民監査請求も起こっているようなんですけれども、答弁にもありましたけれども、生活の拠点となる各地域や郊外においても、人の流れや公共交通を維持していくということでしたので、この点ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいということを述べまして、質疑を終わらせていただきます。

○もんま委員長 委員の皆さんから他に御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは、次に進めさせていただきたいと思います。旭川駅周辺かわまちづくり計画について、理事者から報告を願いたいと思います。

○三宅地域振興部長 旭川駅周辺かわまちづくり計画について御報告いたします。これまで本市におきましては、河川空間など自然と都市機能が調和した特性を生かし、JR旭川駅南側におけるあさひかわ北彩都ガーデンの整備など、河川を活用したまちづくりを進めてまいりました。また、近年では、JR旭川駅を起点としたサイクリングやウォーキングなどが盛んに行われておりますが、このたび、JR旭川駅南側地区を拠点とする忠別川、牛朱別川の水辺整備、利活用をさらに進めることにより、広域サイクリングルートやラフティングなどのアクティビティー、市内の観光や教育の拠点エリアを川で結ぶことによる周遊機能の充実など、さらなるまちの活性化につなげていくことを目的として、旭川駅周辺かわまちづくり計画を策定することとしたものでございます。

本計画の策定につきましては、関係団体や公募市民による旭川駅周辺かわまちづくり懇談会におきまして、これまで参加者からの御意見などを伺いながら取組を進め、このたびその素案を作成したところであり、本日、資料として配付させていただいております。

それでは、計画素案の主な内容につきまして、配付資料の概要版で御説明いたします。水辺とまちづくりに関する基本方針につきましては、本市が北海道内にある8つの広域基幹サイクリングルートを中心という地域特性を踏まえ、JR旭川駅を拠点とした水辺の整備と利活用によるにぎわいづくりを目指すこととしており、河川とまちをつなぐ良好な空間を形成することで、観光、教育、スポーツなど、これらを通じた関係人口、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、利活用方策でございます。地域のニーズに沿ったソフト施策として、広域的なサイクリングコースなどの設定、水辺空間での新たなイベントやアウトドア企画などの展開により、地元市民をはじめ、観光客にとっても魅力的な「かわまち」を目指すこととしております。また、忠別川、

牛朱別川の水辺空間における利活用整備イメージでは、ソフト施策の実施メニュー、検討内容を図面上に表示しております。整備方策につきましては、河川管理者との連携により実施するハード施策に関する説明となっております。

それでは左側のイメージ図から順に、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。まず、忠別川の水辺整備として、ラフティングなどのアクティビティの離発着場であり、水辺で川と触れ合い、水遊びができる空間となる親水広場のイメージであります。次に、既存の駐車場に、観光等で利用されている大型バスが乗り入れできるようにするための取付け道路を整備するものです。次また、右に移ります。中央のシートでございます。水辺アクティビティ利用者が、現在地を確認しやすくするための橋梁標示のイメージです。次に、牛朱別川において、サイクリング利用者などが駐輪、休憩できるスペースとなる側帯のイメージです。最後、一番右でございますが、JR旭川駅や旭山動物園までの距離や進行方向に誘導するための案内記号を路面標示により整備することとしております。以上が、計画素案の概要となります。

今後のスケジュールでございますが、令和4年12月19日から令和5年1月24日まで、素案に対する意見提出手続を実施し、いただいた御意見等を踏まえた計画案を作成し、その後、懇談会からの意見聴取や庁内関係部局等との協議を経て、令和5年3月末の計画策定を予定しております。その後、国土交通省のかわまちづくり支援制度への登録のため、令和5年5月頃に本計画の申請を行う予定としております。計画が登録された場合、河川管理者によるハード施策は令和6年度からの事業着手後、おおむね5年間で推進される見通しとなっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

〇もんま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言等ございますか。

(「なし」の声あり)

〇もんま委員長 ないようですので、この件に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは、次に進めさせていただきます。新庁舎におけるレストラン及び売店の運営事業者の募集について、理事者から報告を願いたいと思っております。

〇和田総務部長 新庁舎におけるレストラン及び売店の運営事業者の募集につきまして、御手元の配付資料に基づきまして御説明を申し上げます。新庁舎は令和5年11月供用開始の予定で、現在、建設工事が進んでおりますが、新庁舎におけるレストラン及び売店につきましては、資料の2、事業目的等にありますとおり、職員の福利厚生はもとより、来庁者の利便性の向上等を図ることを目的とし、1階に設置することとしております。当該施設は現総合庁舎と同様に、本市が旭川市職員福利厚生会に行政財産の目的外使用許可を与え、福利厚生会は事業者それぞれを委託して運営等をさせることにしたいと考えてございます。また、委託先の事業者につきましては、新庁舎にふさわしいものを選定する必要がありますことから、公募型プロポーザルの実施により選定することとしております。

次に、レストランの主な仕様につきましては、営業日時は平日の午前11時から午後3時までを基本とし、事業者の提案により、土曜、日曜日等の営業や時間を延長しての営業を可能とします。取扱いメニューにつきましては、必ず提供していただきたいメニューに加えまして、職員アンケートの結果を参考に、豊富なメニュー提供のほか、地場産農畜産物の利用や健康に配慮したメニュー

提供、食品ロス削減の取組について、本市への協力を求めていくとともに、各フロアへのお弁当などの出張販売をすることとしております。また、レストランの配置は、資料3枚目の図面左上になりますが、文化会館側の角で客席はガラス張りのオープンスペースで、80席程度を予定しております。

次に、売店の主な仕様につきましては、営業日時は平日の午前8時から午後6時までを基本とし、レストランと同じく、事業者の提案によりまして、土曜、日曜日等の営業や時間を延長しての営業を可能といたします。販売品目は食料品、飲料、文具等の必須品目のほか、地場産品、本市の公式キャラクターグッズなどの販売に協力することを求めています。設置場所につきましては、こちらも資料3枚目の図面右下、現総合庁舎側の角になります。なお、契約期間につきましては、いずれも令和5年2月頃に契約締結を予定しており、そこから令和10年3月までの5年間となります。

今後のスケジュールにつきましては、12月、今月にプロポーザルの実施要領を公表いたしまして、公募を開始した後、1月に応募者を呼んでのヒアリングを行い、2月に事業者を決定し、契約締結の予定となっております。その後、事業者は9月以降、開業準備工事等を行いまして、11月の新庁舎供用開始に合わせて営業開始の予定となっております。

今後におきましても引き続き、職員の福利厚生はもとより、来庁者の利便性が向上する施設となるよう、準備の主体は福利厚生会となりますが、本市も連携協力して取り組んでまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から特に御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前11時11分